

平成22年度～平成27年度

過疎地域自立促進計画を可決

法の延長

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が公布され、同法の有効期限が平成28年3月31日まで延長されたので、嘉麻市過疎地域自立促進計画を定めます。

基本方針

福岡県のほぼ中央に位置し、遠賀川が南北に流れる嘉麻市の将来像を「―母なる遠賀川源流の恵みに満ちたふれあいと安心のまち―遠賀川ハートフル嘉麻の里の創造」としました。

本市が将来像を実現するため、①活力ある産業振興によるまちづくり②健やかで心安らぐ福祉のまちづくり③豊かな自然と共生する環境のまちづくり④心豊かな人を育むまちづくり⑤住みよさが感じられる交流のまちづくりの5つの基本方針を定め、まちづくりを進めます。

産業の振興

魅力ある特産品等の開発、積極的な企業誘致、商店街等の活性化や経営支援、観光資源の活性化などを図る。



上山田地区商店街

生活環境の整備

ゴミの減量化や再資源化、消火力・救命救急体制の強化、地域と一体となった防犯体制づくり、良質な住環境整備などを進める。

高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢者が安心して穏やかに生活できるまちづくり、次世代の育成支援のための社会づくり等を進める。



医療の確保

生涯保健体制、医療サービスの充実を図る。



嘉麻日赤病院

教育の振興

教育環境の整備、教育水準の向上、学校規模の適正化を進めると共に、多様な学習機会の充実及び体系化の推進等を図る。

その他

飯塚市、桂川町との地域内の交流や連携をさらに活発、拡大させ、地域一体となつて広域的な地域振興を図る。

集落の整備

総合的な土地利用の指針等のもとで、調和のとれた計画的な土地利用を図る。



山野の祭

地域文化の振興等
郷土を誇りに思う心豊かなまちづくりを進める。